

公立大学法人宮城大学出納事務決裁規程

平成21年4月1日

規程第90号

(趣旨)

第1条 この規程は、出納責任者（公立大学法人宮城大学会計規程（平成21年宮城大学規程第76号）別表第2の規定により総務を担当する理事の職にある者をもって充てることとされたものをいう。）の権限に属する事務の専決及び代決に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- 一 専決 出納責任者の権限に属する事務を、常時出納責任者に代わって決裁することをいう。
- 二 代決 出納責任者及び専決権限を有する者に事故があるときに、一時代わって決裁することをいう。

(出納員等の設置)

第3条 出納責任者の権限に属する事務を処理させるため、次の各号に掲げる職を置き、それぞれ当該各号に定める者をもって充てる。

- 一 出納員 事務局総務課長
- 二 副出納員 事務局財務課情報・施設グループ職員の中から出納責任者が指定する者

(専決の範囲)

第4条 出納員及び副出納員は、出納責任者の権限に属する事務のうち、別表に掲げる事務を専決することができる。

(専決の制限)

第5条 前条の規定による専決事項のうち、重要又は異例に属する事務に関しては、同条の規定にかかわらず、上司の決裁を受けなければならない。

(代決)

第6条 出納責任者に事故があるときは、出納員がその事務を代決することができる。

- 2 出納員に事故があるときは、副出納員がその事務を代決することができる。

(代決の制限)

第7条 前条の規定にかかわらず、重要又は異例に属する事務については、代決することができない。

(後関)

第5編財務会計 出納事務決裁規程

第8条 第6条の規定により代決した事務で特に必要と認められるものは、速やかに上司の後閲を受けなければならない。

(細則)

第9条 この規程に定めるもののほか、出納事務の決裁に関し必要な事項は、細則で定める。

附 則 (H21.4.1 第1回理事会)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (H23.6.29 第43回理事会)

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

附 則 (H24.3.28 第53回理事会)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (H26.3.26 第81回理事会)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (H30.3.28 第135回理事会)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (R5.3.22 第198回理事会)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

第5編財務会計 出納事務決裁規程

別表（第4条関係）

出納責任者の権限に属する事務

専決できる者等	専決できる事務の範囲等
出納責任者	出納員及び副出納員の専決の範囲を超える案件。
出 納 員	1 支出額が1件1,000万円未満の資産の売却、譲渡及び交換の審査に関する こと。 2 支出額が1件1億円未満の建物、建物附属設備及び構築物の新築及び改 修の審査に関すること。 3 支出額が1件50万円以上250万円未満の建物、建物附属設備及び構築物 の修繕の審査に関すること。 4 支出額が1件1,000万円未満の建物、建物附属設備及び構築物の設計等委 託の審査に関すること。 5 支出額が1件50万円以上3,000万円未満の物品の購入又は修理の審査に 関すること。 6 支出額が1件10万円以上500万円未満の印刷製本費の審査に関するこ と。 7 支出額が1件80万円以上3,000万円未満の物件の貸借料の審査に関する こと。 8 1件の金額又は評価額が1,000万円以上の寄附の収受に関すること。 9 支出額が1件10万円以上1,000万円未満の車両燃料費、保守費、広告宣 伝費、行事費、委託費、手数料及び公租公課費の審査に関すること。 10 交際費の審査に関すること。 11 1件の金額が50万円以上の現金、有価証券及び預り金の出納（寄附の収 受を除く。）に関すること。
副 出 納 員	1 支出額が1件50万円未満の建物、建物附属設備及び構築物の修繕の審査 に関すること。 2 支出額が1件50万円未満の物品の購入又は修理の審査に関すること。 3 支出額が1件10万円満の印刷製本費の審査に関すること。 4 支出額が1件80万円未満の物件の貸借料の審査に関すること。 5 1件の金額又は評価額が1,000万円未満の寄附の収受に関すること。 6 支出額が1件10万円未満の車両燃料費、保守費、広告宣伝費、行事費、 委託費、手数料及び公租公課費の審査に関すること。 7 給料、報酬、旅費、水道光熱費、通信運搬費、福利厚生費、損害保険料、 諸会費、会議費、研修費、賃金、法定福利費、諸謝金及び雑費の審査に関す ること。 8 1件の金額が50万円未満の現金、有価証券及び預り金の出納（寄附の収 受を除く。）に関すること。